



# 三田市通讯中文版

## 三田市政府消息【7月】

三田市公共会堂中心 〒669-1528 三田市駅前町2-1 キッピモール6階

电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri\_u@city.sanda.lg.jp



### 頑張る学生の皆さんに「学生応援便」をお届けします

新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を感じながら頑張っている三田市内の一人暮らしの学生の皆さんを対象に、応援する気持ちを込めて三田ならではの食料品の詰め合わせを「学生応援便」としてお届けします。

■募集期間 6月17日(水)～7月31日(金)

■内容 食料品の詰め合わせセット(希望のセットを選べます)

■定員 約2,000人

■対象 三田市内に一人暮らしをしながら大学(院)、短期大学含む)又は専門学校に通う学生

■申し込み 市ホームページの申し込みフォームよりお申し込みください。

<https://www.city.sanda.lg.jp/wakamono>

[/020515gakuseiouenbin.html](https://www.city.sanda.lg.jp/wakamono/020515gakuseiouenbin.html)

※送り先は三田市内に限ります。

【問合せ】若者のまちづくり課

(Wakamonomachizukurika) ☎559-5041 FAX563-1366

### 歯科口腔健診の有効期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、歯科口腔健診の受診を控えた結果、案内ハガキの有効期限を過ぎてしまった人を対象に、2021年3月まで有効期限を延長します。

延長を希望される人には、案内ハガキを再発行しますので下記申込み先までご連絡ください。

■対象 2019年度に20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になった人(市から届いた歯科口腔健診の案内ハガキの有効期限が2020年4月から2021年2月までの人)

【申込・問合せ】健診専用ダイヤル

(健康増進課内) (Kenkozoshinka nai)

☎559-8400 FAX559-5705



### 给努力奋斗的学生们发送「学生支援包裹」

针对因受新型冠状病毒肺炎的影响，虽然感到不安，但还是努力地在三田市内一个人生活的学生们，我们将寄送三田的食品组合礼包来为你们加油。

■招募期间 6月17日(星期三)～7月31日(星期五)

■内容 一套食品组合礼包(可选择想要的礼包)

■定员 约2,000人

■对象 在三田市内一个人生活并且正在上大学(包含研究生，短期大学)或者专门学校的学生

■报名 请在市官网的申请表上进行申请

<https://www.city.sanda.lg.jp/wakamono>

[/020515gakuseiouenbin.html](https://www.city.sanda.lg.jp/wakamono/020515gakuseiouenbin.html)

※收件人只限三田市内

【问讯处】青年发展规划科

☎559-5041 FAX563-1366



### 延长牙科口腔健诊的有效期限

由于新型冠状病毒肺炎的影响，没有去接受牙科口腔健诊，而导致通知明信片过期的人为对象，我们将把期限延长到2021年3月。

如果您希望延长，请联系以下申请单位重新发行明信片。

■对象 在2019年度满20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75・80岁的人(收到市里寄来的明信片的有效期限为2020年4月至2021年2月的人)

【报名・问讯处】健诊预约专线(健康增进科内)

☎559-8400 FAX559-5705

### 福祉医療費助成制度における一部負担金の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したとき、福祉医療費助成制度（乳幼児等・子ども医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、（高齢）重度障害者医療費助成制度、高齢期移行助成制度）における自己負担額（医療機関に支払う費用）が免除される場合があります。

該当すると思われる場合は、まず下記にお問い合わせください。

■対象者 次の①②いずれも満たす人

① 市から送付している受給者証の外来または入院の「一部負担金」の欄に0円以外の金額が記載されている人

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月以降主たる生計維持者の収入が一定額（生活保障における基準生活費の1.8倍）以下に減少した世帯

例) 夫婦がともに40歳、小学生の子2人の世帯の場合

年収見込み額が約280万円以下に減少した場合が対象となる目安です。（条件によって異なります）

※預貯金額、世帯員の収入額等の要件が別にあります。詳しくは下記にお問い合わせください。

■免除となる額

通院・入院医療費自己負担の全額を、要件を満たした月から6か月に限り免除

例) 子ども医療の場合通院400円等の自己負担が0円になります。

※自己負担額0円の受給者証を発行します。

■支払った費用の払い戻し

2020年1月以降ですでに医療機関に支払った費用も対象となることがあるのでお問い合わせください。

「乳幼児等・子ども医療費」制度改正により7月から自己負担額が上がる世帯も免除の対象です。

7月から「前年」の収入がおよそ800万円以上の世帯の小・中学生の通院に係る自己負担額を、現在の400円から800円に改定します。

この場合でも、感染症の影響で収入が減少した世帯は、「現在」の状況を確認した上で、免除を受けられることがあります。詳しくは下記にお問い合わせください。

【問合せ】国保医療課給付係

(Kokuhoiryokakyufugakari) ☎559-5049 FAX559-2636

### 关于免除福利医疗费补助制度的部分负担金

由于新型冠状病毒肺炎的影响，导致收入减少时，有可能可以免除福利医疗费补助制度（婴幼儿等，儿童医疗费补助制度，单亲家庭等医疗费补助制度，（老年）重度残疾人补助制度，高龄期移行补助制度）的自己负担费用（向医疗机构支付的费用）。

如果您认为自己符合条件，请向以下单位问询。

■对象者 符合以下①②的人

① 从三田市寄来的受领者证的门诊或住院的「部分负担费用」栏中写着0日元以外金额的人

② 由于新型冠状病毒肺炎的影响，在2020年1月以后，维持生计的人收入减少至一定额度（生活保障的标准生活费用的1.8倍）以下的家庭。

例) 夫妇都是40岁，有两个小学生孩子的家庭  
预计年收入金额减少到约280万日元以下的情况下，作为免除对象的标准。（根据条件而不同）

※另有存款金额，家庭成员的收入金额等的其它条件

■免除金额

门诊和住院医疗费用的全部金额符合条件的月份起算，只免除6个月。

例) 如果是儿童医疗，门诊400日元的自己负担费用为0日元。

※我们将发行自己负担金额0日元的领取者证。

■退还已支付的费用

2020年1月以后已支付给医疗机构的费用也有可能成为对象，请您问询

由于「婴幼儿等・儿童医疗费用」制度的改订，7月份起自己负担费用增额的家庭也是免除对象。

从7月起，「上一年」的收入在约800万日元以上的家庭的小学・初中生到医院看病的自费费用将从目前的400日元改为800日元。

即使在这种情况下，因为病毒肺炎的影响导致收入减少的家庭，也可以确认「现在」的状况后，享受免除。

详情请向下列单位问询。

【问讯处】国保医疗科支付负责人

☎559-5049 FAX559-2636



### 住まいを一時的に提供します（市営住宅の入居）

新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や離職、収入が減ったことで、居住を退去しなければならない人やその同居家族を対象に、市営住宅を一時提供します。

■対象者 次の①～⑩いずれも満たす人(その他要件あり)

- ① 解雇・離職したことが客観的に証明できる人
- ② 4月7日(基準日)以前から市内に在住または在勤している人
- ③ 基準日以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で、解雇や離職、収入が減ったことにより、住居の退去を余儀なくされる人・その同居家族
- ④ 入居者全員の収入合計が、市営住宅入居資格収入基準の範囲内
- ⑤ 市営住宅に入居できる方は、現住居に同居している方に限ります。
- ⑥ 申し込む家族の人数が2人以上の場合は、その家族構成が夫婦又は親子を主とする方
- ⑦ 入居者全員が基準日において、市県民税等の税及び三田市の各種使用料等を滞納していないこと
- ⑧ 入居者全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6条に規定する暴力員でないこと。
- ⑨ 短期滞在の方は入居できません。
- ⑩ 家族と別居状態となる場合や、友人同士での入居はできません。



■家賃等＝使用される部屋の最低家賃を適用／家賃のほか、光熱水費、共益費、駐車場使用料は自己負担／敷金免除

■入居期間＝原則、入居日から1年以内

■提供数＝3戸・3LDK（西山団地2号棟、南が丘団地）

【申請・問合せ】まずは電話でご相談ください。

都市計画課 (Toshikeikakuka)  
☎559-5103 FAX 559-7400

### 市役所や学校での手続きに通訳ボランティアを派遣します

外国人市民が市役所や学校での手続きをする時に、通訳ボランティアを派遣します。

### 市役所や学校から受け取った文書をボランティアが翻訳します

市役所や学校から受け取った文書、市役所や学校に提出する文書をボランティアが翻訳します。

【問合せ】まちづくり協働センター(Machizukuri kyodo center) ☎079-559-5023 FAX 079-563-8001  
E-mail machizukuri\_u@city.sanda.lg.jp

### 临时提供住房（入住市営住宅）

由于新型冠状病毒肺炎的影响失业，辞职，或收入减少而不得不搬离住处的人以及同住家庭成员，临时提供市营住宅。

■対象者 符合以下①～⑩的人(有其他条件)

- ① 能够客观地证明被解雇或者辞职的人
- ② 4月7日（基准日）以前在市内居住或工作的人
- ③ 在基准日以后，因为受新型冠状病毒肺炎影响而被解雇，辞职，或失去收入，被迫搬离住处的人以及同住的家庭成员
- ④ 入住者全家的总收入在市营住宅入住资格收入标准范围内
- ⑤ 只限在现居地共同生活的人可入住市营住宅
- ⑥ 如果申请的家庭人数在两人以上，家庭的主要构成必须为夫妻或父母子女的人
- ⑦ 所有入住者不可在基准日有拖欠市县民税以及三田市的各种使用费的事情
- ⑧ 所有入住者都不属于防止由暴力团员引起的不当行为等相关法律第2条第6条所界定的暴力成员
- ⑨ 短期逗留者不可入住
- ⑩ 与家人分居或者与朋友一起入住的人不可

■房租等＝适用正在使用的房间的最低房租／房租以外，需要承担水电费，共同管理费，停车场使用费／免除押金

■入住期间＝原则上，从入住日起1年之内

■提供数＝3戸・3LDK（西山团地2号楼、南丘团地）

【申请・问讯处】请先打电话进行咨询

城市规划科 ☎559-5103 FAX 559-7400

### 在市政府或学校办理登记手续时，可以派出翻译志愿者

在本市居住的外国人在市政府或学校办理登记手续时，可以派出翻译志愿者。

### 来自市政府或学校的文件是由志愿者来作翻译

在本市居住的外国人收到的来自市政府或学校的文件，或者交付于市政府或学校的文件是由志愿者来作翻译。

【问讯处】三田市公共会堂中心

☎079-559-5023 FAX 079-563-8001

E-mail machizukuri\_u@city.sanda.lg.jp



※登載の各種活動等項目，因天气或传染病等万不得已的理由，有可能中止或延期，敬请谅解。

请在本网页或向负责单位问询确认。

<p><b>乳幼児健診 7月</b></p> <p>・健診までに母子健康手帳の保護者欄に必要事項を必ず書いてください。</p> <p>・その他の母子保健事業、献血については、三田市ホームページに載せています。また、追加で実施されることがあります。</p> <p>・感染症対策や災害発生などにより、急に中止する場合があります。ホームページでご確認ください。 (<a href="http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html">http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html</a>)</p>	<p><b>婴幼儿健康检查 7月</b></p> <p>・在健诊前请务必在母子健康手册的家长栏里填写必要事项。</p> <p>・有关其它母子保健事业、捐血，会登载在三田市网页。可能会再追加实施。</p> <p>・有可能因传染病防控措施或发生灾害等原因而突然中止。请在本市网页确认。 (<a href="http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html">http://www.city.sanda.lg.jp/kosodate/ninshin/index.html</a>)</p>
---	--

事業名 事业名称	実施日 实施日期	対象 对象	持ち物 携带物品
4か月児健診 4个月儿童健診	保健センターでの集団健診に代わり、医療機関での個別健診をご案内します。 対象には個別に通知します。詳細は通知をご確認ください。 代替保健中心の集体健康检查，为您介绍医疗机构的个别健康检查。 我们将个别通知体检对象。详细情况请确认通知。		
9か月児健診(9～10か月児) 9个月儿童健診(9～10个月儿童)	感染症予防のため健診日時、受付時間を区切って予約制で開催します。 対象者には個別に案内します。 日時厳守にご協力をお願いします。 変更をご希望の方は下記までお問い合わせください。		母子健康手帳、問診票、バスタオルを持参  携帯母子健康手册、问诊票、浴巾
1歳6か月児健診 1岁6个月儿童健診	代替保健中心の集体健康检查，为您介绍医疗机构的个别健康检查。 我们将个别通知体检对象。 我们将个别通知体检对象。 详细情况请确认通知。		母子健康手帳、問診票、目と耳に関するアンケート、尿5cc、バスタオルを持参  携带母子健康手册、问诊票、有关眼睛、耳朵的问卷、5cc的尿、浴巾



**【問合せ】**すくすく子育て課 (Sukusukukosodateka)  
(三田市保健センター) (住所：川除675)  
☎079-559-5701 FAX 079-559-5705

**【问讯处】**健康育儿支援科 (三田市保健中心)  
(住所：川除 675)  
☎079-559-5701 Fax 079-559-5705

**外国人住民のための「よろず相談窓口」**  
日常生活でわからないことや困っていることなどの相談に、お気軽にご利用ください。  
相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。  
■日時＝毎月第2水曜日と第4土曜日  
10時30分～12時30分  
★7月は8日(水)、25日(土)です。  
■場所＝まちづくり協働センター(電話相談も可能。)  
■対応言語＝日本語、中国語、英語  
(その他の言語は、事前に相談してください。)  
【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)  
10時～17時 ☎ 079-559-5164 火曜日  
Email kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

**为外国人的「万事通咨询窗口」**  
在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。  
■日期与时间＝每月第2个星期三和第4个星期六  
10点30分～12点30分  
★7月份的咨询安排在8日(星期三)和25日(星期六)。  
■地点＝三田市公共会堂中心(同时接受电话咨询。)  
■可以利用翻译服务的语言＝日文、中文、英文(如果希望利用其他语言翻译服务，请事先向下列单位问讯。)  
【问讯处】国际交流广场  
10点～17点 ☎ 079-559-5164 星期二休息  
E-mail kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp

